

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の概要

- 平成27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、教育・保育の総合的な提供、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。
- 令和元（2019）年10月には、子ども・子育て支援法の一部改正により幼児教育・保育の無償化が実施され、また、令和2（2020）年4月には、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正により、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。
- さらに、令和4（2022）年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。
- これらに加えて、令和6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等が盛り込まれました。
- 本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

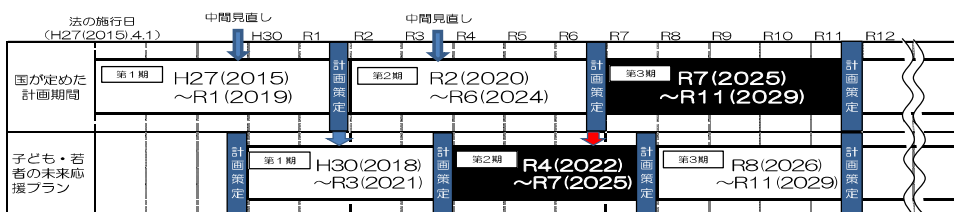
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(3) 「量の見込みと確保方策」について

- 子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。
- 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、第6章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めました。
- 今回は、国が定めた計画期間を踏まえて、令和7（2025）年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の量の見込みと確保方策の策定を行います。

「量の見込みと確保方策」と国が定めた計画期間との関係



(4) 就学前児童の将来人口推計について

- 本市においては、人口は増加しているものの、少傾向が続いています。本計画の策定にあたり、推計にあたっては、コーホート変化率法による児童数を算出します。
- なお、0歳児推計人口については、人口動態調査人口により算出した推計出生数等により算出します。

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数>

	3～5歳 (1号または2号認定に該当)
令和6(2024)年度 (実績)	34,584
令和7(2025)年度	33,307
令和8(2026)年度	31,614
令和9(2027)年度	30,638
令和10(2028)年度	29,245
令和11(2029)年度	28,382
令和12(2030)年度	27,427

(コーホート変化率法)

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）に基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的に安定しており、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が起きないことを前提とする。（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第24条第1項）

(5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条では、市町村提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めることとしています。本市においては、各行政区

(教育・保育の量の見込みの考え方について)

- 推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園・保育所の利用に至らなかった方を含む等々の見込みでは、令和3（2021）年度までの割合は増加しており、教育と保育を合わせた就学前児童数の減少を反映して、教育・保育の量の見込みを減少させています。
- 今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みとから、減少するものとして見込んでいます。
- また、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）から保育（新2号認定）を利用する児童の割合は増加しており、教育と保育を合わせた就学前児童数の減少を反映して、教育・保育の量の見込みを減少させています。
- なお、教育・保育の量の見込みについては、入卒の確保目標値を定めるため、令和12（2030）年度までの見込みとします。

(教育・保育の確保方策の考え方について)

- 認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎市保育事業（地域枠）が対象により、量の見込みを確保します。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子

4月1日時点の量の見込み（全市域）

（単位：人）

年度	1号	2号	3号				1～3号 合計	(参考) 2・3号 合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計		
令和7年	8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017	40,819
令和8年	6,865	23,298	2,494	7,623	7,496	17,613	47,776	40,911
令和9年	5,903	23,471	2,444	7,648	7,487	17,579	46,953	41,050
令和10年	4,968	23,338	2,407	7,599	7,457	17,463	45,769	40,801
令和11年	4,238	23,393	2,377	7,548	7,389	17,314	44,945	40,707
令和12年	3,571	23,286	2,352	7,465	7,312	17,129	43,986	40,415

（参考）各認定区分のニーズ割合

（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7年4月	24.6	70.3	24.6	71.1	69.4	55.2
令和8年4月	21.7	73.7	24.7	74.8	72.6	57.6
令和9年4月	19.3	76.6	24.9	77.3	76.0	59.4
令和10年4月	17.0	79.8	25.0	78.7	78.0	60.6
令和11年4月	14.9	82.4	25.2	79.9	79.2	61.4
令和12年4月	13.0	84.9	25.4	80.7	80.1	62.0

<子どものための教育・保育給付 認定区分>

●1号認定

保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用。

●2号認定

保育の必要性のある3～5歳。保育所、認定こども園（保育所部分）を利用。

●3号認定

保育の必要性のある0～2歳。保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用。

<子育てのための施設等利用給付 認定区分>

●新1号認定

保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（私学助成）を利用。

●新2号認定

保育の必要性のある3～5歳。幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用。

●新3号認定

保育の必要性のある非課税世帯0～2歳。認可外保育施設等を利用。

(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市で実施している地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア 利用者支援事業等

(ア) 基本型

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)
全市	量の見込み	4	4
	確保方策	4	4

(イ) 特定型

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業
量の見込みの考え方	身近な各区役所地域みまもり支援センターや相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7カ所

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)
全市	量の見込み	7	
	確保方策	7	

(ウ) こども家庭センター型

事業概要	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的に提供する包括的な支援及びすべてのこどもと保護者へ、切れ目なく対応します。
量の見込みの考え方	各区地域みまもり支援センターで、妊娠から出産後までの支援として見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7カ所で事業を実施します。

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)
全市	量の見込み	7	
	確保方策	7	

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子

（エ）妊婦等包括相談支援事業型

事業概要	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 ●第1回目面談：妊娠届出時に実施 ●第2回目面談：妊娠8か月前後のアンケート回収後に実施 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問時に実施
量の見込みの考え方	1組（妊婦及びその配偶者等）当たりに実施する3回の面談の合計数を見込みます。 ●第1回目面談：推計妊娠届出数で回数を見込みます。 ●第2回目面談：令和5年度の妊娠届出数に対する第2回目面談実施数から実施割合を算出し、推計妊娠届出数に乗じて回数を見込みます。 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問事業における訪問件数で回数を見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域まもり支援センター7か所において、各面談を確実に実施し、その相談内容に適切に対応できるよう事業を推進します。

(単位：面談回数(回))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	—
	確保方策	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	23,912

イ 延長保育事業

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績から今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

(単位：月間実利用人数(人))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	—
	確保方策	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	6,907

ウ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(ア) 教材費・行事費等補助

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策	60	60	60	60	60	54

(イ) 給食費（副食費）補助

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年助する事業です。
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度）用者の減少傾向を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)
量の見込み	241	177
確保方策	241	177

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 新規参入施設等への巡回支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施します。
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策、地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所指導を実施します。

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)
量の見込み	5	4
確保方策	5	4

(イ) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設）を行う事業です。
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用し、就学前児童数の減少を考慮し、利用者
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)
量の見込み	160	158
確保方策	160	158

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子

オ 放課後児童健全育成事業

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

(単位：対象児童の数（人）)

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5年(2023) 4月実績
全市	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
	小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	4,124
	小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	3,140
	小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	1,827
	小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	649
	小学校5年生	295	310	325	331	342	214
	小学校6年生	136	142	147	152	156	91
	確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,166

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 - 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

(単位：年間延べ利用人数（人）)

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-
確保方策	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,324

キ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又事業です。
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績た訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	- こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録子育て家庭の認知につなげていきます。 - 長期里帰り中や子どもが入院中などの活用により、世帯状況の把握を効果的に実施します。 - 訪問に繋がりにくい外国人の方に対する訪問率の向上を図ります。 - 訪問に従事する職員及び登録訪問員要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 43 登録訪問員登録数 13 実施機関：各区地域みまもり支援員

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)
全市	量の見込み	9,989	9,706
	確保方策	9,989	9,706

ク 養育支援訪問事業等
（ア）専門的相談支援

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態など、養育支援が必要となつていり実施する事業です。
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴つた児童数の将来人口推計をもとに、過去の援助訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムの活用や医に努めます。家庭訪問時において支援を行います。

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)
量の見込み	3,008	3,023
確保方策	3,008	3,023

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子

（イ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	—
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	986

（ウ）子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

（単位：年間利用件数（人日））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもやの孤立感や不安感の増大等に対応するため、関する相談・援助の実施、地域の子育てど、地域の子育て支援機能の充実を図り図る事業です。
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見出した推計新規利用者数に過去の実績を
確保方策の考え方	・地域子育て支援センターにおいて、子 ・保育・子育て総合支援センターと連携

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
全市	量の見込み	148,347	135,646	131,000
	確保方策	148,347	135,646	131,000

コ 一時預かり事業

（ア）幼稚園型

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児定期的に利用するものも含む）です。
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施も考慮しながら延べ年間利用者数を見込
確保方策の考え方	・事業実施希望調査の結果を踏まえ説明 ・就労形態等、保育ニーズの多様化に対

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
全市	量の見込み	335,381	322,632	310,000
	確保方策	335,381	322,632	310,000

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	—
	確保方策	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	96,081

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	-
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,207

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)
全市	量の見込み	10,490	10,055
	確保方策	10,490	10,055

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦の健康状態を把握し、必要に応じて公費負担する事業です。
量の見込み の考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査）を加えたもの）と推計延べ受診回数を考えます。
確保方策の 考え方	・推計妊娠届出数が実績を下回る見込みの場合は、関係機関との連携を図り、期間を通して、対象となる妊婦健康診査を受ける機会を増やすこととする。 ・母子保健情報管理システムの活用により、妊婦の健康状態を把握することともに、受診結果を把握し妊婦の健康状態を確認することとする。 ・実施体制・機関：市内委託医療機関、市立総合医療センターなど。

(單)

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)
量の見込み※1	126,335	122,000
確保方策※1	126,335	122,000
(参考) 推計出生数※2	10,373	10,373
(参考) 推計妊娠届出数※3	10,891	10,891

事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定の愛着形成を促し、母子とその家族が健
量の見込みの考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業をみます。
確保方策の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、みます。

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)
全市	量の見込み	6,846	6,652
	確保方策	6,846	6,652

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(1) 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小中学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、多様なプログラムを実施しています。

（２）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

- 放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。
- また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。
- 本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

- 学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。
- なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う３５人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

4ページの「**才 放課後児童健全育成事業**」に記載しています。

イ 放課後子供教室（校内交流型）

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

3 代替養育の量の見込みと代替

(1) 本市における社会的養育の体制整備の基本

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「[「子ども家庭支援センター」の設置に関する通知](#)（平成26年厚生労働省告示第125号）子ども家庭庁支援局長通知、以下「計」と略す。）、また、国・自治体間の連携による多様な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えること等を目的として策定された。

ア 基本的な考え方

- Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実
児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数
みなどを抱えこみ、援助希望を発信できず、必要な支
援が受けられない児童虐待の防止等に関する法律の趣
意を踏まえ、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携
した養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った児
童のケアを充実させることとする。

- Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実
- 代替養育を必要とする児童については、家庭養育優
限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必
とができるよう環境整備を図ることが必要です。
- 児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、
の利益を実現していくことが求められます。
- 里親家庭・施設実養それぞれにおいてすべての要保護児
庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充
の支援の充実を目指します。

- Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭代替養育を必要とする児童数については、本市の現状を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれ、実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親の支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理社会的養護の体制整備を進めています。
- また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を踏まえて、環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択

イ 「量の見込みと確保方策」について

- 令和2（2020）年2月に策定した「川崎市社会的（2021）年度を第1期、令和4（2022）年度から年度から令和11（2029）年度を第3期としており、応援プラン」の本章において社会的養育推進計画の
- なお、令和7（2025）年度中には「第2期川崎市する予定であり、その際、必要に応じて量の見込み

- ウ 評価のための指標とPDCAサイクルの運用
計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき行うとともに、課題となっている部分等の取り組みに
ていきます。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し子どもの権利ノート等の配付しこどもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護所等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています（令和6年度）。 ・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
こどもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてこどもの権利に関する内容を実施しています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人		908人
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	24日	32日	32日	32日	32日		未実施
こどもの権利擁護に関する研修の実施回数（年）	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		1回以上
こどもの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人		63人

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

○現在の整備・取組状況について

子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置	平成28年度に各区・支所に子育て世代包括支援センター（9か所）、令和4年度に各区に子ども家庭総合支援拠点（7か所）を位置づけ、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を実施しています。
児童家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期利用事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を実施しています。 事業概要、令和5年度実績等は各ページ参照 子育て短期利用事業 4ページ 養育支援訪問事業 4ページ 一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）5・6ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、社会福祉士等の相談員や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭への相談支援を行っています。また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かっています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	
	R7 (2025)	
こども家庭センターの設置数	7か所 (試行実施)	
児童家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	
児童家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で実施	
児童家庭支援センター設置数	6か所	
子育て短期利用事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1件	

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援について各ケースごとに個別対応し、業の事業所については令和6年度に1か所を予定しています。
研修の実施回数（年間）	児童相談所の新任研修、児童福祉司研修等において、特定妊婦等に対する研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を児童福祉法に定められた制

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		
	R7 (2025)	R8 (2026)	
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	
研修の実施回数（年間）	1	1	
助産施設の設置数	3	3	

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位：人)

年度	第2期	第3期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638		247,897
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%		0.136%
措置率増加率	-	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%		2.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358		337
措置児童数	341	345	348	350	352		331

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

(単位：人)

年度	第2期	第3期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
就学前児童（3歳未満）	32	32	33	33	33		22
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33		22
就学前児童（3歳以上）	48	49	49	49	50		54
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44		48
就学児童	261	264	266	268	269		255
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202		218
合計	341	345	348	350	352		331
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279		288

(6) 一時保護改革に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

一時保護所の環境整備等	●恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受入ができるよう体制を確保するため、令和2年度から中部児童相談所一時保護所の改築に着手し、令和7年度供用開始時に市全体で最大100名の受入が可能となるよう整備を進めています。 ●一時保護所の運営等を検討する会議を定期的に開催し、一時保護所での生活やこどもへの対応について適宜見直し等を行っています。 ●一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護所職員に対して研修等を行っています。
-------------	--

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
一時保護所の定員数	88人	88人	88人	88人	88人		70人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所		2か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回		12回
一時保護所職員に対する研修の延べ受講者数	120人	120人	120人	120人	120人		124人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22		16
一時保護所平均入所日数	51日	51日	51日	51日	51日		46日
一時保護所平均入所率	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%		98.2%

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネン

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域まもり支援センターこどもの家庭復帰が難しい場合や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6年度から各児童相談所にお子関係再構築支援事業の試行実施
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォローストとなった乳児等を中心に、迅速な対応、パーマネンシー保障を念

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	
	R7 (2025)	R8 (2026)
児童相談所における専門チームの配備	3	
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38人	4人
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	1回
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	35人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6	
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	5人

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に

○現在の整備・取組状況について（ア）

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率 3歳未満：50.0% 登録率 94.9% 稼働率
里親登録数	養育里親：127家庭 見守り里親：79家庭
ファミリーホーム数	
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会開催回数

○現在の整備・取組状況について（イ）

民間フォスティング機関の設置数	平成30年度に1か所、制で運営しています。 レーニング事業、里親
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機付け研修など、2か所あります。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和5年度は6回開催し

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数（里親部会）

年度	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6	

■代替養育（里親等）の確保方策（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
養育里親	157	168	179	190	201	127	
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(11)	
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79	
親族里親	10	11	12	13	14	9	
里親登録数計	252	269	286	303	320	215	
ファミリーホーム（定員数）	23	23	23	23	29	11	
合計	275	292	309	326	349	226	

■里親等への委託児童数の見込み（単位：人）

年度	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
養育里親	87	92	101	107	112	66	
養子縁組里親	10	10	10	10	10	10	
親族里親	10	11	12	13	14	12	
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	3	
計（里親等）	127	133	143	150	159	91	

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）（単位：人）

年度	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
就学前児童（3歳未満）	24	24	25	25	25	11	
就学前児童（3歳以上）	29	32	32	32	33	21	
就学児童	74	77	86	93	101	59	
計	127	133	143	150	159	91	

■里親等委託率の見込み（単位：%）

年度	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
就学前児童（3歳未満）	75	75	76	76	76	50	
就学前児童（3歳以上）	69	74	74	74	75	44	
就学児童	36	38	42	45	50	27	
計	45	48	51	53	57	32	

■里親登録率及び稼働率の見込み

年度	第2期	R8 (2026)
	R7 (2025)	
里親登録率	110.8%	118.6%
里親稼働率	40.9%	40.3%

■フォスタリング設置数ほか

	第2期	R8 (2026)
	R7 (2025)	
民間フォスタリング機関の設置数	2	2
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15	15
研修の受講者数	120	120

（9）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設に2施設あり、地域分散化を図っています。また、地域外に1施設あり、入居児童数は、2名です。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員（加算）の活用により、それぞれの専門性を活かしながら対応しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対する心理的ケアを実施しています。
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じて施設等の機能転換により、一時保護の受け入れ、学習権の保障や自立支援に取り組んでいます。
児童家庭支援センターの整備施設数（再掲）	6か所
フォスタリング事業の実施施設数（再掲）	2か所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1か所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期利用事業：6か所

【高機能化】…心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援専門相談員など、専門職の配置を確保し、ケアニーズの高い乳児・児童の支援を充実させる体制を整備します。

【多機能化・機能転換】…併設する児童家庭支援センターと連携し、必要に応じて施設等の機能転換により、一時保護の受け入れのほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等を行う環境整備を図ります。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育（施設等）の確保方策

(單位：人)

年度	第2期	第3期				
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童養護施設	156	156	156	156	156	
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	
乳児院	45	45	45	45	45	
広域入所（県施設等）	37	32	27	22	17	
計（児童養護施設・乳児院）	292	293	288	283	284	
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	
自立援助ホーム	12	18	18	18	24	
広域入所（県施設等）	10	10	10	10	10	
計（専門の施設）	62	68	68	68	74	
合計	354	361	356	351	358	

実績
R5 (2023)
162
42
45
48
297
40
12
13
65
362

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第2期	第3期				
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
小規模施設の数	9	10	10	10	11	
小規模施設の入所児童数	48	50	50	50	52	
専門職(※)の加配施設数	7	7	7	7	7	
専門職(※)の加配職員数	25	25	25	25	25	
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	
児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)	6	6	6	6	6	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	1	1	1	1	1	

実績
R5 (2023)
7
35
7
22
5
6
—

(※) 心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6年10月時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所 11名入居 Ⅱ型：1か所 2名入居 Ⅲ型：6か所 6名入居
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30年度より事業を開始している（1か所）

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		
	R7 (2025)	R8 (2026)	
自立支援を必要とする 社会的養護経験者数	20	20	
社会的養護自立支援拠 点事業の整備箇所数	1	1	
児童自立生活援助事業 の実施箇所数	9	11	
児童自立生活援助事業 の入居人数（Ⅰ型）	12 （2か所）	18 （3か所）	
児童自立生活援助事業 の入居人数（Ⅱ型）	2 （1か所）	2 （1か所）	
児童自立生活援助事業 の入居人数（Ⅲ型）	6 （6家庭）	7 （7家庭）	

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	・令和4（2022）年12月に策定された「児童虐待相談対応件数に応じた人員配置の改善に関する方策」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた人員配置にしています。また、医師、看護師による連携のもと支援を行ってまいります。 ・児童相談所職員の人材育成について、研修や経験の浅い職員へのフォローアップを行います。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、派遣研修を行い、人材育成に取り組んでまいります。
-------------------------	--

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	
	R7 (2025)	R8 (2026)
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→
南部児童相談所	691,200	→
中部児童相談所	481,300	→
北部児童相談所	409,600	→
第三者評価を実施している 児童相談所数	0か所	1
児童福祉司任用後研修、こ ども家庭ソーシャルワー カーの養成に係る研修の受 講者数	26人	2

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社

(12) 障害児入所施設における支援

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50